

日本外交文書

大正九年 第一冊 上卷

外務省

序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和四十六年四月

外務省外交史料館長

例言

- 一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。
 - 二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊はそれぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。
 - (一) 一般事項
 - (二) 对中国関係事項
 - (三) 主として欧洲大戦関係、ワシントン会議関係の各事項
 - 三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日附により暦日順に配列されている。
 - 四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等は行われていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等、特殊な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の新字体を用いることとした。
 - 五、大正九年の本書は同年中に展開された関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、对中国関係文書は専ら第二冊に、また欧洲大戦関係の文書は専ら第三冊に収録した。
- なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日附索引を掲載したものである。

目次

一	米國特ニ加州ニ於ケル排日關係一件……………	(頁數) 一
	<small>(加州人民直接立法ノ手續ニ依ル排日的土地法問題ヲ含ム)</small>	
二	加州排日問題解決ノ為ノ幣原及モリス兩大使間非公式協 議關係一件……………	二〇七
三	米國ニ於ケル排日關係雜件……………	三八四
四	日仏通商條約關係一件……………	四三〇
五	日露漁業協約ノ効力持續及改締關係一件……………	四四四
六	「カナダ」ニ於ケル本邦移民排斥關係一件……………	四五七
七	「オーストラリア」移民關係雜纂……………	五五三
八	「ペルー」移民關係雜纂……………	五六一
九	「ブラジル」移民關係雜纂……………	五八一

(以上上卷)

- 一〇 露国革命關係一件
 - 一一 反過激派關係雜件
 - 一二 極東露領ニ緩衝地帯設置問題一件
 - 一三 同盟及聯合諸国ノ対露政策關係一件
 - 一四 尼港事件及北樺太内必要地点ノ一時占領ニ関スル件
 - 一五 「シベリア」出兵關係一件
 - 一六 「メキシコ」革命動乱關係一件
- (「オブレゴン」政府承認問題ヲ含ム)
- 附録 日本外交文書大正九年第一冊日附索引

(以上下巻)

事項一 米國特ニ加州ニ於ケル排日關係一件

(加州人民直接立法ノ手續ニ依ル排日土地法問題ヲ含ム)

一 一月四日 在桑港太田總領事ヨリ
内田外務大臣宛

エギザミナー記者ノ反日的通信報告ノ件

公第五号 (二月六日接受)

大正九年一月四日

在桑港

總領事 太田 為吉(印)

外務大臣子爵 内田 康哉殿

エギザミナー記者チモンズノ反日的通信報告ノ件

「エギザミナー」記者「チモンズ」ノ反日的通信記事ニ付テハ客年十二月三十一日付公第三五八号ヲ以テ不取敢御報告致置候処本月四日ノ同紙ハ日本ハ山東省地方ニ於テ騒擾ヲ醸成シ以テ占領ノ口実ヲ作ルニ努メ到ル処支那人ヲ蔑視シ盜賊ノ横行ヲ奨励シ日支両国人間ニ紛議ヲ生スルヤ直ニ之ヲ利用シテ利権ノ獲得ヲ図リ然カモ國際通信ニ依リ常ニ自己ニ有利ナル報道ノミヲ歐米諸国ニ發スルヲ以テ支那側ヨリ出ヅル報道ハ時機ヲ失シ何等ノ効ナクシテ葬ラル云々

一 米國特ニ加州ニ於ケル排日關係一件 一 二

ノ同人濟南通信ヲ掲載致居候ニ付御參考迄ニ右切抜添附此段及報告候 敬具

本信写送附先 在米大使

註 切抜省略

二 一月七日 在桑港太田總領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

フィランガ米國生ノ日支人ニ市民權禁止ノ憲

法改正案ヲ作り華府ニ向ヘル旨新聞報道ノ件

第一号 (一月八日接受)

本官發在米大使宛電報第二号

一月五日当地「エギザミナー」ハ「フィラン」ハ「クリスマス」休暇中当地ニ於テ日本人ニ関スル報道ヲ集メ米國生レノ日本人及支那人ノ子等カ市民タルコトヲ禁スル中央ノ憲法改正案ヲ作り四日「ロス・アンゼルス」ヲ經テ華府ニ向ヘル旨竝右改正ハ兩院連合決議ノ形ニ於テ要求セラル可シト報シ居レリ

一